

宮津市宿泊税検討委員会

第 2 回検討委員会資料

令和 7 年 7 月 11 日（金）

第 1 回会議の振り返り

第1回会議の振り返り ～ 委員会でいただいた主なご意見 ～

1. 実施すべき観光事業について

- ①外国人の観光客、外国人の労働者の受け入れによる地域経済の基盤を支えるには、両方の受入環境づくりが必要である。
- ②観光客に負担を求めて観光振興を図ることの実現性に疑問を感じるが、オーバーツーリズム対策であれば意味がある。
- ③これまで取り組んできた事業を持続するには、財源確保が必要であり、その用途について議論すべきである。
- ④観光客の増加に伴うごみ処理の問題やきれいな街並みの維持のためには、新たな財源が必要である。
- ⑤地域間競争が非常に厳しい中、地域がいろんなところにプロモーションをして集客することが必要である。
- ⑥宿泊客は滞在時間が長いので、宿泊税として負担を求めるという考え方はできるが、宿泊客誘致施策も同時に考えるべき。
- ⑦第3セクターで運営している鉄道は、列車や軌道、駅舎管理など市民負担が大きく、新しい財源を求めるべきである。

2. 観光財源の負担・仕組みについて

- ⑧世界から選ばれる持続可能な観光地として、この地に住む、また生まれてくる子供たちにも残すため宿泊税は必要である。
- ⑨宿泊された方、今後宿泊される方、観光により迷惑を被る方のために宿泊税を目的意識をもって使うことが大切である。
- ⑩宿泊税の使い方、またその検証ができるような体制づくりが必要である。
- ⑪観光振興による受益者負担だけでなく、近年生じているオーバーツーリズムに係る原因者負担も考える必要がある。
- ⑫宿泊税を導入したことにより、宿泊客が減少した事例はほぼなく、もしあるとすれば他の要因が強い。
- ⑬負担の公平性の観点から、宿泊客のみならず、日帰り客からの負担も考えるべきである。
- ⑭入湯税などの既存財源や新たな財源の性質により、何にどの財源を使うのかを整理する必要がある。

3. まとめ

- ⑮どういう目的で導入するのか文言として整理を行う必要がある。その上で、どのような「事業」を行い、それらを行うための「財源の総額」、誰がどのように「負担」するのかを整理する必要がある。
- ⑯入湯税の評価、検証など総括を行う必要がある。

第2回宮津市宿泊税検討委員会

- 0. 【前回会議の指摘事項】 入湯税の活用について
 - 1. 財源確保の目的について
 - 2. 実施するべき観光事業・必要となる財源規模について
 - 3. 観光財源の負担のあり方について
 - 4. その他

0. 入湯税の活用について

0. 入湯税の活用について

1. 導入の経過

- ・ S34. 4. 1 (創設) 税率20円 ・ S46. 5. 1 税率 40円
- ・ S50. 6. 1 税率80円 ・ **H11. 4. 1 税率150円**

2. 入湯税充当の考え方 (観光振興基金条例制定 H19. 3)

従前、地方税法に沿って、市の環境衛生施設、消防施設の整備及び鉱泉源の保護並びに観光の振興に要する費用に充てていた入湯税について、その**用途をより明確にするため、平成19年に基金条例を制定し、入湯税の7割を観光振興の経費に充てる**こととした。

※入湯税活用ルール(観光7割:観光以外3割)の考え方
基金条例制定時の過去3か年(H16~H18)において、観光振興事業と他の充当対象事業の用途割合平均値が、7:3であったことから、その割合を適用した。

3. 入湯税(3割)の活用

清掃工場の管理運営、新ごみ処理施設や不燃物処理場の整備、消防車両の更新、消火栓・防火水槽等の修繕など

4. 観光振興基金(7割)の活用

基金充当事業は、**市執行の観光振興事業に5割、天橋立観光協会への交付金に5割**を活用
※天橋立観光協会が行う観光振興交付金事業については、その用途を交付要綱に規定し、充当事業や配分額等は同協会の裁量とした。

- ①誘客推進事業 ②温泉源維持・保全事業
- ③地域本部運営事業 ④基金積立事業

〈天橋立観光協会交付金の活用〉

○天橋立観光協会においては、組織体制の維持を図るほか、地域が実施する事業への支援や、個人旅行比率の高まりやSNSの普及等、多様化する旅行ニーズに対応した観光誘客事業等に活用することによって、組織体制や観光振興の維持・充実に努められている。

○温泉源維持への活用

平成19年頃、天橋立温泉泉源施設の修繕が必要になった。※天橋立観光協会から支援
・ H19~H22 (4か年) 天橋立温泉組合に対して毎年500万円(計2,000万円)を支援
・ H23 宮津温泉組合に対して175万円を支援
・ H24 湯らゆら温泉組合に対して175万円を支援
・ H25 府中温泉組合に対して175万円を支援
※H26~R6までは温泉源維持・保全事業の支出はない。

〈市執行の充当事業〉

主に、宮津燈籠流し花火大会開催支援、海水浴場運営事業、観光案内所運営事業などに充当し、誘客促進や観光客の受入環境整備などに努めてきた。

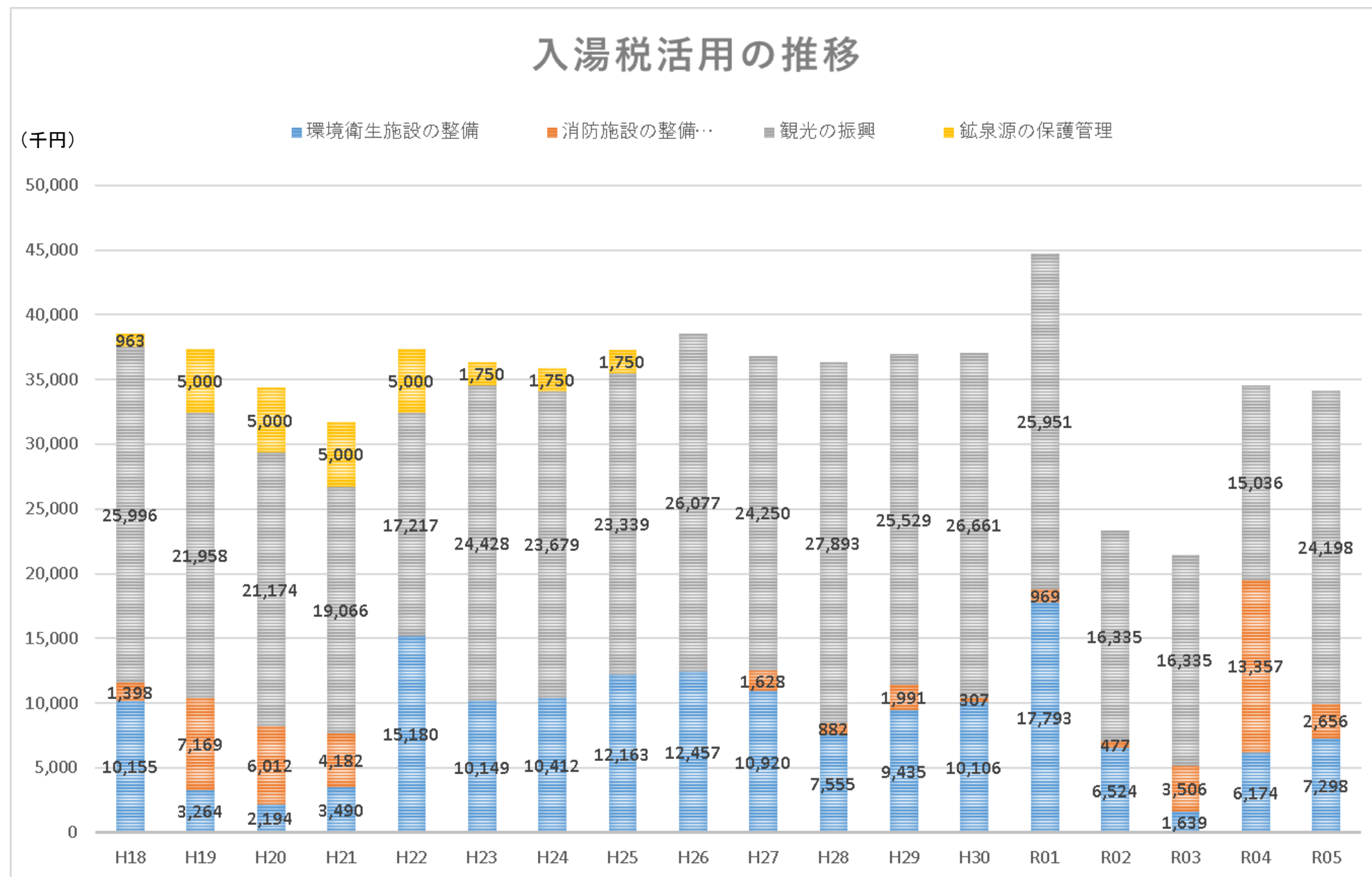
5. 課題

地域の温泉組合から泉源維持・保全に費用を要するため支援の要望を受けるが、平成26年度以降は、多様化する旅行ニーズに対応した情報発信や誘客事業等に取り組んできた中で、温泉源維持に活用することなく現在に至る。

6. 今後の活用ルール

地方税法の趣旨を踏まえ、**現行の用途割合(観光7割:観光以外3割)を前提として、観光7割分について泉源維持活用を含めた用途の再整理**を行う。

0. 入湯税の活用について



1．財源確保の目的について

1. 財源確保の目的について

■日本三景「天橋立」を有する国内有数の観光地として発展

①本市は、日本三景「天橋立」に代表される豊かな自然環境と歴史・文化に恵まれ、年間約300万人が訪れる国内有数の観光地であり、観光産業が基幹産業となっています。

■世界から選ばれる観光地を目指した産業振興へ（魅力の創出から宿泊への誘導：通過型観光⇒宿泊滞在観光へ）

本市を訪れる観光客は、好調なインバウンド需要を背景に増加していくことが期待される中で、日本を代表する観光地であり続けるとともに、世界から選ばれる観光地を目指し、顧客満足度向上に向けた切れ目のない投資に加え、②市内各地域の観光資源の掘り起こしや磨き上げ等による、観光地としての魅力の底上げを実現し、観光客の周遊性向上や滞在時間の延長により宿泊へと誘導させていくことは、本市の観光消費額の6割を宿泊客が占めている中で、産業振興、雇用・税収の誘発の面からも効率性が高く効果的であり地域の活性化に繋がるものと考えられます。

■多様化する旅行ニーズへの対応と地域間競争を意識したまちづくり

近年の旅行形態は、個人化と共に「多品種・小ロット」と言われる、よりテーマ性が強くきめの細かい旅行商品の提供が求められるなど、旅行ニーズが変化・多様化し続ける中で、本市を滞在場所として選んでいただくためには、③プロモーションの強化や多言語化対応、ナイトタイムエコノミーの推進等これまで十分でなかった取り組みなど、地域間競争を意識した観光まちづくりの取り組みが必要となります。

■新たな財源確保

こうした多様化する旅行ニーズへの対応や地域間競争を意識したまちづくりに加え、ゴミ処理経費の負担や円滑な移動と周遊性を確保する公共交通の維持、オーバーツーリズムへの対応など、観光客の増加によって生じる新たな課題への対応も必要となり、これらの観光施策を展開していくためには財源確保が必要となることから、④旅行者に市民が負担している行政サービスに対する応分の負担を求め、まちの魅力を高める施策や増加が見込まれる行政需要に振り向けていくことは、市民生活への影響を緩和し、住む人・訪れる人双方にとって、重要な意義を有するものです。

本市の観光振興施策の経費に対する負担のあり方や持続的な観光振興の必要性、将来の財政状況などを総合的に勘案した結果、⑤観光振興を持続的かつ安定的に高い水準で行っていくために観光目的財源の確保が必要になるものです。

<財源確保の目的>

①日本三景「天橋立」をはじめとした豊かな自然環境を保全し、歴史、文化など②固有の観光資源の魅力向上及び③情報発信、旅行者の受入環境の充実を図るとともに、④市民生活と調和した地域社会の発展に寄与する⑤持続的な観光振興を図る施策を推進する。

2. 実施すべき観光事業・ 必要となる財源規模について

2. 実施すべき観光事業・必要となる財源規模について

<実施すべき観光事業のポイント>

- これまで十分な対応が出来ていなかった「温泉源の維持保全」の充実 ⇒入湯税の活用再整理
- 世界から選ばれる持続可能な観光地を目指した魅力の創出と受入環境の整備 ⇒宿泊への誘導促進
- 観光客が増加することに伴う行政需要への対応 ⇒市民生活との調和

■実施すべき観光事業

○サービス向上・消費拡大		132,500,000
既存	持続可能な観光地域づくり事業、大阪・関西万博きょうとの力創出・発信事業 等 海水浴場の開設運営、観光DXの推進、宮津燈籠流し花火大会開催支援、専門人材の活用（観光戦略の推進）等	112,500,000
新	ナイトタイムエコノミーの推進、ガストロノミー・リズムの推進、海を活用した周遊促進 等	20,000,000
○プロモーションの強化		45,600,000
既存	世界で最も美しい湾連携事業、歴史文化を活かした観光誘客推進事業 国内加盟湾連携事業、世界総会への参加、北前船文化を活かした観光誘客 等	5,600,000
新	国内外のプロモーション拡充、観光DXの推進、クルーズ船誘致の強化 等	40,000,000
○受入環境の整備		46,300,000
既存	観光事務事業 / 道標等の維持管理、観光公衆トイレの維持管理、各種協議会等の負担金 等	6,300,000
新	観光インフラの充実 / 二次交通対策、多言語案内の整備、天橋立や街なみ景観の保全、 観光客の増加に伴うごみ処理等、公共交通の維持 等 インバウンド需要対応の強化 / 観光案内機能の充実(多言語案内の強化)、多言語表示の充実 等 旅行者の安心・安全の確保 / 災害時における避難誘導等の防災対策、観光SDGsの推進、等	40,000,000
観光施策推進体制等の維持		71,200,000
既存	魅力ある観光地づくり支援事業 / 海の京都DMO事業負担金、天橋立観光協会補助金	41,200,000
新	天橋立観光協会の運営体制の強化、災害等による観光需要の落ち込みに備えた基金の創設 等	30,000,000
温泉源の維持・保全		
新	成相観音温泉、天橋立温泉、宮津温泉ピント湯、湯らゆら温泉郷 の泉源維持	
合計	既存事業	165,600,000
	新たな需要額	130,000,000

※赤字：観光客が増加することに伴う行政需要

(R5決算数値)		【財源】		【使途】	
【支出】				(従来)	(今後)
観光需要額	既存事業 需要額 165.6百万円	入湯税 (観光客負担) 24.2百万円		観光 振興 事業 (既存)	温泉源 維持保全
		国府支出金 67.1百万円			観光 振興 事業 (既存)
	新たな 需要額 130百万円	一般財源 (市民負担) 74.3百万円			観光 振興 事業 (新規)
		新たな財源 (観光客負担)			行政需要 への対応

「実施すべき観光事業」の総額は約3億円であり、これから既存事業の財源である国府支出金や一般財源、入湯税(観光振興7割分)を差し引くと、「必要となる財源規模」は約1億3千万円となる。

3. 観光財源の負担のあり方について

3. 観光財源の負担のあり方について ～ 誰に負担をどのような形で求めるのか ～

■実施すべき観光事業には「観光客の受益に繋がる事業」と「観光客の増加に伴い市民生活における行政サービスに追加して必要となる事業」がある

区 分	事 業	負担の範囲
①市や民間団体が実施することにより、観光客の受益に繋がる事業	国内外のプロモーション強化、 多言語案内の整備、 ナイトタイムエコノミーの推進 など	観光客の受益に繋がる事業の経費
②観光客の増加が要因となり、市民生活における行政サービスに追加して必要となる事業	ごみ処理経費、 公共交通の維持など移動手段の確保対策、 災害時における避難誘導等の防災対策 など	観光客の増加が要因となり増高する経費

3. 観光財源の負担のあり方

- 実施すべき観光事業には、「①市や民間団体が実施することにより、観光客の受益に繋がる事業」や「②観光客の増加が要因となり、市民生活における行政サービスに追加して必要となる事業」がある。
- 「1」の目的（9頁）を達成するには、両方の事業が欠けることなく継続的に実施していくことが必要である。
- 「①観光客の受益に繋がること」と「②観光客の増加が要因となること」から、これらの事業の財源を観光客の皆様に一定の範囲内でご負担いただくことは合理性がある。
- 負担を求める手法としては、地方税（目的税）が適している。

まとめ ～ 財源確保の目的、実施すべき観光事業、必要となる財源規模、負担のあり方 ～

1. 財源確保の目的

- 日本三景「天橋立」など豊かな自然環境を保全し、歴史、伝統、文化など固有の観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入環境の充実を図るとともに、市民生活と調和した地域社会の発展に寄与する持続的な観光振興を図る施策を推進する。 ⇒ 9頁

2. 実施すべき観光事業・必要となる財源規模

- 「**実施すべき観光事業**」の総額は約3億円であり、これから既存事業の財源である国府支出金や一般財源、入湯税(観光振興7割分)を差し引くと、「**必要となる財源規模**」は約1億3千万円となる。 ⇒ 11頁

3. 観光財源の負担のあり方

- 「2. 実施すべき観光事業」には、
 - ①「市や民間団体が実施することにより、観光客の受益に繋がる事業」と
 - ②「観光客の増加が要因となり、市民生活における行政サービスに追加して必要となる事業」が存在し、上記「1」の目的を達成するには、両方の事業が欠けることなく継続的に実施していくことが必要である。
- 「①観光客の受益に繋がること」と「②観光客の増加が要因となること」から、**これらの事業の財源を観光客の皆様在一定の範囲内でご負担いただくことは合理性がある。**
- 負担を求める手法としては、**地方税(目的税)**が適している。 ⇒ 13頁

結論

- 「実施すべき観光事業」の必要性、「必要となる財源規模」を踏まえると、**新たな観光財源は必要であり、これらの財源を観光客の皆様地方税(目的税)によりご負担いただくことは一定の合理性がある。**

【前回会議の資料抜粋】 観光財源の検討 ～ 観光財源として考えられる財源の比較検討 ～

種 類	安定性・継続性	受益と負担	収入規模の確保
地方税	○ 安定的・継続的な確保が可能 (強制力大)	○ 受益者を広く設定し、負担を求めることが可能	○ 対象者の設定等により規模の確保は可能
分担金・負担金	△ 特定の事業に係るため、安定的であるが継続的な確保が難しい	△ 受益者を個別に特定し、受益の範囲内で負担を求める必要がある	△ 受益者を個別に特定する必要があり、規模は限定的
使用料	○ 安定的・継続的な確保が可能		△ 施設等利用者、役務提供先からの徴収となるため規模は限定的
手数料			
寄付金	△ 善意や協力に基づくため、安定的・継続的な確保が難しい	△ 善意や協力によるため、受益者が必ずしも負担する必要がない	△ 対象者の設定は可能であるが、善意や協力によるため、規模の確保は保証されない

種類	導入事例	安定性・継続性、受益と負担、収入規模の確保等
法定税	超過課税 入湯税の超過課税	○安定的、継続的な確保が可能 ○地方税法により税収を観光振興に要する費用に充当可能 △課税対象が入湯者に限られるため、対象施設が限定的であり、規模の確保が難しい。
法定外税	普通税 歴史と文化の環境税 宮島訪問税	○安定的、継続的な確保が可能 △普通税は、目的税に比べ、受益と負担の関連性は薄い。 (目的税に比べ納税義務者の理解を得にくい) ○必要な財政需要の規模に応じた制度を設計しやすい。
	目的税 宿泊税 環境協力税	○安定的、継続的な確保が可能 ○目的税は、普通税と比べ、受益と負担の関連性が明確である。 (普通税に比べ納税義務者の理解を得やすい) ○宿泊や入域行為などが課税対象となり、入湯税の超過税率と比べ、課税対象が多くなることから、必要な財政需要の規模に応じた制度を設計しやすい。

【参考】宿泊税に係る使途の検討 ～ 宿泊税の目的 ～

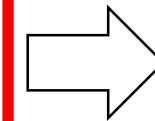
自治体	東京都	大阪府	京都市	金沢市	倶知安町	福岡県
宿泊税の目的	国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため	大阪が世界有数の国際都市として発展していくことを目指し、都市の魅力を高めるとともに観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため	国際文化観光都市としての魅力を高め、及び観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため	金沢の歴史、伝統、文化など固有の魅力を高めるとともに、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため	世界に誇れるリゾート地として発展していくことを目指し、地域の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため	観光資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため
自治体	福岡市	北九州市	長崎市	二セコ町	常滑市	熱海市
宿泊税の目的	福岡市観光振興条例に規定する観光産業の振興、受入環境の整備、観光資源の魅力の増進等、M I C Eの振興や持続可能な観光の振興に要する費用に充てるため	観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため	都市の魅力を高め、国内外の人々の来訪及び交流を促進するとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため	二セコ町の優れた景観と環境を保全し、安全で心豊かに過ごすことができる癒しのリゾート地としての魅力を高めるとともに、町民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため	旅行やビジネスを目的とした来訪者の受入環境の整備、観光資源の磨き上げ及び情報発信の充実により、さらなる来訪者の増加を図ることで新たなサービスを提供し、まちの魅力を向上させ続ける好循環を形成する費用に充てるため	観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入環境の充実その他の地域社会の発展に寄与する持続的な観光振興を図る施策に要する費用に充てるため

令和2年 市税等のあり方検討委員会による提言

- 観光都市として将来にわたり持続的に発展していくためには、急速に変化する観光ニーズへの的確な対応や観光客を受け入れる社会インフラ整備等の充実強化が必要であり、こうした観光施策の実施に必要な歳入を確保するため、入湯税の超過税率導入について検討することが必要である。
- 宿泊税については、今後の課題として、海の京都エリア等の広域的視点からの検討が考えられるとの議論があったことを付記しておく。
(委員会において「宿泊税については、東京都や大阪府、京都市など宿泊需要が高い地域では成立しているが、宮津市単独で導入する場合は、宿泊（観光）地としては選ばれない可能性があるので、導入するにしても広域的に導入した方が良い」との意見あり)

令和3年度～5年度に行った地域の温泉組合との協議におけるご意見

- 入湯税が観光振興のみならず、環境衛生や消防施設の整備に充てられていることに不満
- 観光客は宿泊施設や土産物屋も利用するのに、温泉利用にだけ課税されることに疑問
- 入湯税の超過課税でなく、宿泊税や入域税の導入の方が観光振興に適しているのでは
- 入湯税の超過課税を行うための具体的な観光振興施策を提示されたい
- 温泉利用施設の事業者は、泉源維持に不安を抱えている



合意に至らず

(参考) 全国における入湯税の超過課税の実施状況

- 温泉組合員が費用負担して泉源維持をしており、入湯税の基となる泉源維持にも還元してほしい
- 入湯税だけではなく、宿泊税や入域税等の導入も含めて新たな税源を考えてはどうか
- 入湯税の超過課税でなく、宿泊税や入域税の導入の方が観光振興に適しているのでは
- 入湯税の超過課税を行うための具体的な観光振興施策を提示されたい
- 温泉利用施設の事業者は、泉源維持に不安を抱えている

美作市、